

第 12 回「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」開催

平成 27 年 12 月 26 日（土）、兵庫県神戸市の神戸市立婦人会館において、ゆうちょ財団主催の「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」が開催されました。

今回は、金融教育支援員登録者のほか、NPO法人C・キッズ・ネットワークに周知をお願いし、同法人の会員の方など、多くの皆さまに参加していただきました。

最初に、ゆうちょ財団より、財団の知的障がい等のある人に対する金融教育講座の開催状況、金融教育支援員講座の目的等の説明を行った後、「障がいのある人の“お金とリスク”のはなし」をテーマにセミナーが開催されました。講師はぜんち共済株式会社の富岡竜一氏が務めました。

セミナーはまず、障がいのある人のライフプランについて、健常者との違いについて触れました。健常者のライフプランはライフステージごとに設計していくことになりますが、障がいのある人のライフプランは、就学期、青年期などの年齢ごとに考えていく必要があります。健常者の場合、年齢ごとに関係する法制度が異なるということはありませんが、障がいのある人の場合、各年齢ごとに巻き起こる法制度があり、それに伴う生活状況の変化や必要な手続等があります。

特に、就学期から青年期に至る 18 歳以降の期間は、巻き起こる法律が児童福祉法から障害者総合支援法に移行する時期であり、20 歳からの障害年金の請求手続など、今後のライフプラン設計上の重要性が強調されました。また、65 歳以降の老齢期は介護保険法の適用となり、費用負担など大きな問題があることも説明されました。

また、障がいのある人のリスクについては、病気・けがのリスクや他人へのリスク（個人賠償リスク）については多くの保護者が気づいていますが、他人からのリスク（虐待・経済的搾取）については意外と気づいていないものです。特に、就労する場合、通勤時や職場での人間関係など、このリスクが高まることが説明されました。

このほか、障がいのある人のための支援制度では、特別障害児扶養手当などの国の制度として運営されているものや、地方自治体の制度として運営されている支援策が紹介されました。



今回の参加者は、障がいのある人のライフプランについて初めて学ぶ人がほとんどでしたが、「障がいのある人のライフプランとリスクの考え方がよくわかった」「事例を挙げながらの話が分かりやすかった」などの感想をいただきました。